別表六（二十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第２項又は第３項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「措法第42条の12の７第２項の規定の適用可否」の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第２項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに「可」と記載すること。

⑴　別表六（七）「９」若しくは「10」の要件及び同表「13」若しくは「14」の要件のいずれにも該当し、又は同表「18」の要件に該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

3　「認定国際経済事情激変事業適応計画の認定年月日　⑵」の欄は、「特定生産性向上設備等に係る確認を受けた年月日　⑴」の欄にその確認を受けた年月日を記載した租税特別措置法第42条の12の７第１項に規定する特定生産性向上設備等が同条第３項に規定する認定国際経済事情激変事業適応計画に記載されたものである場合に、当該認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同項に規定する認定があつた年月日を記載すること。

4　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

5　「翌　期　繰　越　額（マイナスの場合は０）　⑵⑼－⑶⑽　⑶⑴」の各欄の外書には、別表六（六）「８」又は別表六（六）付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、別表六（六）「８」の金額が「前期繰越額又は繰越可能当期税額控除限度額　⑵⑼」の「当期分」の金額を超えることとなるときはその超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載し、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、その外書きした金額を含めて計算すること。

別表六(二十八)の表中「特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に、「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３」を「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・旧震災特例法第17条の２」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、法人が震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の２第２項若しくは第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。以下この号において「令和８年改正法」という。）第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号において「令和８年旧震災特例法」という。）第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和８年改正法附則第80条第１項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和８年旧震災特例法（以下この記載要領において「令和８年旧効力震災特例法」という。）第17条の２第２項若しくは第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において震災特例法第17条の２第３項若しくは第17条の２の２第３項、令和８年旧震災特例法第17条の２の２第３項又は令和８年旧効力震災特例法第17条の２第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

別表六(二十八)の記載要領第１号⑴を削り、同号⑵中「第17条の２の２第２項」を「第17条の２第２項」に改め、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶中「第17条の２の３第２項」を「第17条の２の２第２項」に改め、同号⑶を同号⑵とし、同号に次のように加える。

⑶　令和８年旧効力震災特例法第17条の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容及びその適用を受ける資産の所在地を記載すること。

別表六(二十八)の記載要領第四号中「令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法」を「震災特例法第17条の２第２項第２号に掲げる特定機械装置等又は令和８年旧効力震災特例法」に改める。

別表六(二十九)の表を次のように改める。